

（令和7年（2025年）2月12日教育長決定）

1 通則

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（平成21年（2009年）3月31日
文部科学大臣決定）及び令和6年度（2024年度）北海道学校・家庭・地域連携協力推進
事業費補助金交付要綱（令和7年（2025年）2月12日北海道教育委員会教育長決定）の
規定に基づき、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の実施について必要な事項
を、本実施要綱で定めるものとする。

2 事業の目的

少子高齢化や人口減少の進展、地域のつながりの希薄化により地域の教育力が衰退し
ている中、「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめ・不登校の増加、「学校におけ
る働き方改革」など、子どもを取り巻く課題は複雑化・困難化している。

こうした課題を解決していくためには、学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に
連携・協働し、地域全体で子どもたちの教育環境を向上させていく必要がある。

本事業は、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築し、幅広い地域の方々の参画に
よる、多様な教育活動を有機的に組み合わせることで総合的に支援することにより、地域全体
で未来を担う子どもたちの成長を支えていく社会を実現するとともに、学校を核とした
地域の活性化を目指すものである。

3 事業の内容

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、次の(1)～(3)による事業とする。

- (1) 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組
（内容については、別紙1のとおり）
- (2) 地域における家庭教育支援の基盤の構築に資する取組
（内容については、別紙2のとおり）
- (3) 地域ぐるみの学校安全体制整備の推進に資する取組
（内容については、別紙3のとおり）

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）2月12日施行し、令和6年（2024年）4月1日から
適用する。